

令和7年度高速道路周遊プランを活用した県内周遊及び観光消費促進業務 業務仕様書

1 業務の名称

令和7年度高速道路周遊プランを活用した県内周遊及び観光消費促進業務

2 業務の目的

本業務は、中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO中日本」とする。）と連携し、平日を対象とする高速道路を活用した周遊プランを造成することで、平日の観光需要の喚起及び観光客の県内周遊の促進を図り、観光地での消費を促し地域の活性化につなげることを目的とする。

3 委託業務の概要

（1）業務の前提

本業務は「みえ周遊ドライブプラン（仮称）」（以下、「ドライブプラン」とする。）を造成するにあたり、NEXCO中日本の速旅ドライブプランのスキームを活用するため、受託者にはNEXCO中日本との密接な連携、事務的な調整が必要となる。

※速旅ドライブプランは、NEXCO中日本が提供する「指定エリア及び期間における高速道路の定額料金利用プラン」。「みえ周遊ドライブプラン（仮称）」では、三重県内の高速道路（一部愛知県、滋賀県含む）エリアで連続する2日間及び3日間のプランとする。

（2）委託業務の実施期間

契約の日から令和8年3月23日（月）

（3）委託業務の主な内容

- ア ドライブプランの企画、造成、運営に係る業務
- イ ドライブプランへの参画施設募集等の事務局業務
- ウ ドライブプランのプロモーション
- エ ドライブプランの利用結果を踏まえた課題分析の報告

（4）ドライブプランの内容

- ア ドライブプランの実施期間
ドライブプランの対象は平日利用（※）とし、実施時期については平日の利用促進を図る目的で適切な時期を提案すること。（三重県と協議のうえ決定するものとする。）
※平日利用とは、利用期間（出発日から連続する2日間及び3日間）内において、土曜、日曜及び祝日でない日を1日以上含む場合とする。
- イ ドライブプランの内容
NEXCO中日本の速旅ドライブプランのスキームを活用し、「平日の観光需要喚起」、「観光客の県内周遊促進」、「観光地での消費促進」の3つの業務目的が達成可能となる、利用者にとって購入のインセンティブとなる企画（以下、「ドライブプラン企画」とする。）を付与したプランとする。なお、造成プランは2日間プランと3日間プランの2種類とし、3日間プランには、2日間プランを上回るドライブプラン企画を付与することとする。

ウ ドライブプラン販売数の目安

7,500（2日間6,000、3日間1,500）を販売数の目安とする。

4 業務の内容

（１）ドライブプランの企画、造成、運営に係る業務

ア ドライブプランの企画、造成

- （ア）NEXCO中日本の速旅ドライブプランのスキームを活用し、ドライブプラン企画を付与したドライブプランを造成すること。
- （イ）造成プランは2日間プランと3日間プランの2種類とし、3日間プランには、2日間プランを上回るドライブプラン企画を付与すること。
- （ウ）ドライブプラン企画に係る費用（以下、「企画等実施費」とする。）の上限は11,495,000円（消費税及び地方消費税含む）とし、上限額に達した場合はドライブプランの販売を停止すること。なお、企画等実施費にはNEXCO中日本のドライブプランに係るシステム使用料（1件あたり300円）を含むこととする。
- （エ）ドライブプランの販売終了時に未利用の企画等実施費がある場合は変更契約を実施し、減額する。

イ ドライブプランの運営

- （ア）ドライブプランの利用者向けパンフレット等の製作
ドライブプラン利用者へ利用方法を説明するパンフレットを製作するとともに、参画施設においてドライブプランが利用可能な施設であることをアピールする物品（以下、PR物品とする。）として、のぼりやポスター等の店頭に設置するツールを製作すること。
- （イ）ドライブプラン企画の管理
ドライブプランの利用状況を把握し、ドライブプラン企画に関して、企画等実施費の上限を超えず、また過剰な在庫が残らないよう管理を行うこと。なお、必要に応じて期間終了後に活用されなかった物品等を速やかに回収すること。
- （ウ）ドライブプランの利用者からの問合せ対応
ドライブプランの利用者からの問い合わせについて、NEXCO中日本と連携し迅速かつ丁寧に対応できる体制を図ること。
- （エ）プラン特典利用状況の定期的な報告
ドライブプラン実施期間中は毎週1度、三重県に状況報告を行うこと。
- （オ）その他の報告
三重県から業務の進捗、企画等実施費の執行状況及びドライブプランの利用状況等に関するデータの提供を求められた場合は、速やかに対応すること。

（２）ドライブプランへの参画施設募集等の事務局業務

ア ドライブプランの参画施設募集

- （ア）参画施設は県内150施設以上を目安とし、県内5地域（北勢、中南勢、伊賀、伊勢志摩、東紀州）で、各地域少なくとも10施設以上とすること。
- （イ）ドライブプラン開始後に、新たに参加を希望する施設があった場合、その都度受付対応を行うこと。

(ウ) 参画施設に増減が発生した場合、三重県に報告し共有を図ること。

イ 参画施設との連携

受託者は参画施設と密接な連携を図り、ドライブプランの円滑な実施に努めること。

ウ 参加施設に対する取扱業務の説明及びPR物品等の送付

ドライブプランの開始前に参加施設に対し、取扱業務に関する説明等を行うとともに実施マニュアル、説明用パンフレット、PR物品等、ドライブプラン企画に関する必要物品等を送付すること。

エ ドライブプラン企画利用可能施設一覧の公開

ドライブプラン企画利用可能施設一覧を確認できるWEBページ(PDFファイルも可とする)を作成し、NEXCO中日本ホームページ上に公開すること。また、施設の増減があった場合は都度更新を行うこと。

オ 新たにWebサイトを構築しドメイン取得が必要となる場合は、原則、三重県ドメイン(pref.mie.lg.jp)を使用すること。ただし、既存のWebサイトの配下にページ作成をする場合等は、その限りではない。

カ 三重県ドメインでないWebサイトを廃止する際には、次の点に留意すること。

- ・廃止する際に、あらかじめ運用停止に関する案内を行うこと。
- ・情報発信終了後も、運用停止に関する案内を継続すること。
- ・運用停止後も、一定期間ドメインを保持すること。

キ 参画施設からの問合せ窓口の設置

参画施設からの問い合わせに迅速かつ丁寧に対応できる体制(コールセンターの設置など)を構築すること。

(3) ドライブプランのプロモーション

ア 「2 業務の目的」及び「3 (4) ウ」を達成するため、実施期間の序盤、中盤、終盤の各段階での利用状況を予測したそれぞれの段階での効果的なプロモーションとともに、途中経過を把握、分析したうえでの利用促進に向けた追加取組を提案すること。

イ 各種メディアやSNS等を活用したドライブプランの認知度向上や利用促進を図る取組を提案すること。

ウ ターゲット層を明確にし、平日利用促進及び県内5地域(北勢、中南勢、伊賀、伊勢志摩、東紀州)の周遊促進に向けたWEB広告配信などのプロモーションを行うこと。

エ 県外からの利用者増加や新規顧客の獲得に重点を置いた取組とすること。

オ NEXCO中日本ホームページ内のドライブプランWEB申込ページ等へ誘導するPRチラシの製作及び印刷(A4、カラー、裏表2ページ、50,000枚以上)をすること。県内の観光案内所や県内外のNEXCO中日本、NEXCO西日本管内のSA等、90カ所以上へ配布すること。

カ 県内及び近隣府県のSA等で、ドライブプランを周知する取組を行うこと。

ク 業務実施にあたり、広告の掲出方法等は原則として受託者からの提案に基づき三重県と協議し、決定すること。

(4) ドライブプランの利用結果等を踏まえた課題分析の報告

ア ドライブプランの利用時期や利用者の属性等を整理し、ドライブプランを活用した県内周遊の状況を分析し効果検証を行い、今後の課題を報告すること。

イ プロモーションの効果測定を行い、ドライブプランの認知度向上及び利用促進への寄与度を分析し、今後の課題を報告すること。

5 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任に関して、三重県が目的物の種類又は品質に契約不適合があることを知ったときから1年以内に通知することとする。契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

6 委託業務の実施条件

- (1) 委託業務の実施にあたり、契約締結後すぐ、事業の進め方について三重県と協議を行うこと。また、協議後に工程表を作成し、提出すること。
- (2) 本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は三重県と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めること。また、作業方針、内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに三重県と協議の上、対処すること。
- (3) 委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めること。
- (4) 業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けるとともに、議事録を作成し三重県と共有すること。
- (5) 毎月末に、三重県に対し事業の進捗状況の報告を行うこと。
- (6) 契約に基づく成果物の所有権は、成果物の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、受託者が従前より保有している著作物の著作権に関しては、受託者に帰属するものとする。
- (7) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (8) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (9) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏洩、また委託業務以外に使用してはならない。なお、委託期間が終了又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (10) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うこと。
- (11) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (12) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (13) 委託料の支払いについて、必要があると認められるときは、事業の実施に要する経費として、契約金額の6割以内を受託者からの請求に基づき、前金払により支払うことが

できるものとする。

- (14) 三重県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 三重県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。

9 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

10 納品する成果物

- (1) 委託業務着手時に、委託業務の実施内容及びスケジュールを記載した、業務計画書1部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出すること。
- (2) ポスター及びチラシのデザインに関しては、Adobe Illustrator データ及びPDF データで納品すること。
- (3) 委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和8年3月23日（月）のいずれか早い日までに、委託業務の実施内容、成果、利用状況の分析結果及び今後の課題等をまとめた事業実績報告書1部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出すること。
- (4) 提出先は下記のとおりとする。
- 三重県観光部観光誘客推進課